条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第百二十五条第五項、第百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第七十二条の五十七の二第四項、第百二十五条第五項、第百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第四項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）」を、「第十五条の六の二第一項及び第二項」を加え、「、第三十九項、第四十項」を「から第四十項まで」に改め、「第五十三条第三十七項」の下に「及び第三十八項」を、「第五十三条の二」の下に「、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項」を、「第七十二条の二十五第一項から第五項まで」の下に「、第八項から第十項まで」を、「第七十二条の二十五第五項」の下に「及び第八項から第十項まで」を加え、「第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項」を「第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項」に改め、「第七十二条の三十四」の下に「、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の五十七の二第六項」を、「第七十二条の五十五第一項から第三項まで」の下に「、第七十二条の五十七の二第六項」を、「第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）」の下に「、第三百二十一条の七の十二第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三十四項（」を「、第三十四項及び第三十五項（」に、「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項」を「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項」に改め、「第三百二十一条の八の二」の下に「、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項」を加え、「並びに第七百五十一条」を「、第七百五十一条」に、「並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」を「、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七条第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第十五条第九項」に改め、別表地方税法施行令の項中「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に、「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」を「第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第二十条の二第一項（これらの規定を」を「第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び第二十条の二第一項（これらの規定を」に改め、「第二十五条第一項」の下に「、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項」を加え、「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二、第三十五条の四の三第一項」に、「並びに第四十八条の九の十並びに第四十八条の九の十八第三項」を「、第四十八条の九の十八第三項」に、「第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項」を「第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二」を「、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十三条第一項」を「第三条第二項、第三条の三の二、第三条の三の三第一項及び第二項、第五条の二」に、「、第六条の四及び第七条第一項」を「並びに第六条の四」に、「第六項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を「第七項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の二第二項」に、「並びに第二十八条第一項」を「、第二十八条第一項」に改め、「第三十条において準用する場合を含む。）」の下に「並びに附則第六条第二十五項（第一条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条のうち総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定中「、第三十九項、第四十項」を「から第四十項まで」に改め、「第三十四項」の下に「、第三十五項」を、「第五十三条第三十七項」の下に「及び第三十八項」を加え、同表地方税法施行令の項の改正規定中「、第二十条の二第一項（」を「、第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び」に、「並びに第二十条の二第一項（これらの規定を」を「、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに」に改める。

（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則附則第八条の四を削り、同令附則第八条の三の四を同令附則第八条の四とし、同令附則第八条の三の三の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第八条の四を削り、附則第八条の三の四を附則第八条の四とする。

附則第八条の三の三の見出しを「法附則第三十条第三項第二号の基準等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十条第二項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第三十条第三項第一号」を「附則第三十条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第三十条第三項第二号」を「附則第三十条第五項第二号」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条を附則第八条の三の四とし、附則第八条の三の二の次に次の一条を加える。

（法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第八条の三の三　法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2　法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

3　法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

4　法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5　法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている軽自動車とする。

附則第一条第三号中「とし、同令附則第八条の三の三」を「とする改正規定、同令附則第八条の三の三の改正規定及び同令附則第八条の三の二」に改める。